

陳情 第65号

受付 平成30年 5月30日

付託 平成30年 6月 7日

## 取手市みんなでいじめをなくすための条例の見直しを求める陳情

### ・陳情趣旨

いじめに関する条例の発議について発信して、約1年6ヶ月、漸く、取手市みんなでいじめをなくすための条例（以下条例という）が公布されましたが先日の県議会だより No. 203 に、いじめ問題の質疑記録があり、その一議員（取手市在住県会議員）と電話で話したところ、いじめ問題について、深い慈愛心と取手市で発生した事案について、2度とあってはならないとする覚悟と子どもらの安心安全を考えた活動をされている事を知り、非力ながら自分も言葉が続く限り、取手の子どもらが不幸な環境へ入らないためになればと思い、取手市のいじめ問題を、情報開示請求を続けた結果の一部を皆さん方にも考えて頂きたく、再度ペンをとってみました。

条例はいじめをなくすためなのか、いじめ防止対策推進法（以下法律という）第28条、重大事態への対処のためか、理解に苦しむ。そして、いじめ防止の覚悟が諺にある“死中に活を求める”厳しさが条例には、いかされていない。藤代南中学校で発生してしまった事実を取手市は忘却ですか。同じ事象を待っているのですか。うたがわざるをえない、教育指導課の条例検討項目案によれば、イメージ、方向性、ソフト、ユニーク、キーワード、コーディネーターなど言葉が踊り、責務・役割に至っては子ども（児童生徒）について、“いじめの禁止も含むのか”と何のための条例か、法律はいじめの禁止を明確に示していることすら認識していない。又、取手市議会が決議した事案には“趣旨のみ”としている。

開示された資料・記録・手続き経緯の判明する文書は当事者意識に欠け、隠蔽やはぐらかしと法文の理解をさせているが毎く手続きにより、市立学校における、いじめ・不登校に対する教職員や保護者の立場を考えない手続きが散見される。子どもらの現実を直視せず、公布された条例の1番の欠点は法律と同じ“いじめの禁止”を明示していないところにあり、いじめをなくすためには、その端緒である“いじめの禁止”を示し、学校・教職員・保護者が安心していられる条例にしてほしい。法律及び条例共に第2条は保護者について定めている。前述した通り、条例制定過程の記録と法律との関係、条例前文から第8章までの全文の流れを確認し、疑問が生じたので“いじめによる不登校児童を現に監護する保護者”の一老人として“問いたいし”“質したい”。

法律、児童福祉法、少年法、民法、以上の諸法の保護者は当該法の範囲において定義されているものであるが基本は民法及び法例第2条の慣例法を規範とされていることがそれぞれ法律は“この法律”と条文がはじまっている。条例も“この条例において”としていることは条例の定義の範囲は法律の定義の範囲でなければならず、地方自治法第14条が定める法令に反しない限りにおいてに違反しかねないものと思料される。条例第1条、この条例は“法の趣旨を踏まえ”と条文で示し、“法律の趣旨のみ”で法律の目的や定義を曖昧模糊にしようとする意思が窺える。法律第12条及び第13条は“法律を参酌すること”を義務とし、児童福祉法も少年法も“現に監護する者”について、肌理細かな設定をしている。条例第5

条市立学校の責務、法律第8条学校及び学校の教職員の責務、法律第9条保護者の責務を明示、学校の教職員の立位置をしっかりと区別し、条例作成過程で事務局は教育指導課々員3名で発言記録には名前を表記せず、姿を隠し、いじめの事実を軽んじ、法文を軽んじ、条例検討委員会を誘導し、子どもの人権、親の人権、教職員の人権を軽んじる記録が散見され、俯瞰した条例と全記録から読みとれる。

学校における子どもの安全は教職員が守り切り、2度と悔やまれる事を繰り返さないため、子どもを守る指針となる条例にしてほしい。それには教職員の負担増にならない一層の体制強化や連携・情報の共有が必要になる。そのためには法律第18条に定める“いじめ防止を担当する教職員”を条例に明示し、各学校に配置されることである。

#### ・陳情事項

1. 子どもの役割ではなく、法律と同じいじめの禁止と明示すること。
2. 保護者について法律と同じ表記にすること。
3. 校長及び教職員が子どもに学校教育法の懲戒を明示し“叱る”ことができるようにすること。
4. 条例第13条、出席停止処分と子どもの役割、懲戒といじめの正確性を高める条文とすること。
5. 財政処置について市長の権限を明示すること。
6. 教職員の質向上や研修と同時に常駐のいじめ防止担当職員の配置を明示し、併せて教育指導課出向県職員に対し、事務処理の向上を義務化すること。
7. 市長部局にいじめ防止担当部所の明示をすること。
8. 取手市議会が決議した事実を条例にどのように反映されているか検証をすること。
9. アプリ導入手続きと通報の実態と情報有効活用の検証

以上、取手市みんなでいじめをなくすための条例の見直しについて、陳情する。

個人情報については、これが最後の私の陳情になるため電話番号も含め、公開することを可とする。

平成30年5月30日

陳情者

住所 取手市米ノ井 126-38

氏名 坂巻 弘始

電話 090 - 3918 - 2818

取手市議会議長 殿